

平成26年度 第3回 府中市男女共同参画推進懇談会
議 事 録

1 日 時 平成26年6月19日(木) 午前10時～正午

2 場 所 府中市役所 北庁舎3階第3会議室

3 出席者

<委 員>

諸橋会長、内海副会長、鈴木委員、宮浦委員、小林委員、芝辻委員、桑田委員、矢島委員、阿部委員、富田委員、三本委員、谷田部委員

<事務局>

村越市民活動支援課長、岩田市民活動支援課長補佐兼男女共同参画担当副主幹、肥後男女共同参画推進係長、清岡主任、武富事務職員

4 欠席者

なし

5 傍聴者

4名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 配付資料の確認

資料1 第5次府中市男女共同参画計画(案)

目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画」

目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの推進」

資料2 第5次府中市男女共同参画計画(案)

目標Ⅲ「人権が尊重される社会の形成」

目標Ⅳ「男女共同参画社会づくり」

(3) 前回議事録の確認

会長より確認を行い、異議なく了承された。

(4) 報告事項

ア 市民企画講座について

前回の推進懇談会において、今年度申請された5事業は全ての事業を採用するというご意見をいただいたことに基づき、5月27日に5団体を決定としたことを事務局から説明し、了承された。

イ 府中市男女共同参画計画 推進状況報告書について

本年4月に推進懇談会から中間報告書としていただきました「男女共同参画計画

推進状況評価 第三者評価」をもとに作成し、先日担当課に配布したことを説明し、了承された。

(5) 協議事項について

ア 第5次府中市男女共同参画計画の策定について

目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画」

目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの推進」

資料1について、事務局より説明を行い、次のとおり各委員より質問・意見があり、協議した。

委員 施策(5)市職員等の男女共同参画の推進の「等」は何をさしているのか。

事務局 教師は教職員という表現をするため、市職員等という表現としています。

委員 課題1仕事と生活の両立支援 の1行目が、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには…とあるが、男女共同参画を進めるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要という表現の方が良いのではないか。

委員 1行目に、「男女共同参画を推進するためには…」という文言を追加することを検討してほしい。

委員 施策(10)職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進の事業項目について、市民向けの項目と市職員向けの項目で順番をまとめた方が良いと思うので、「事業者・労働者双方への働きかけ」は、「長時間労働是正の啓発」の次に並べ替えた方が良い。

(事業項目「事業者・労働者双方への働きかけ」の順番を3番目にすることで了承)

委員 施策(10)事業項目「男性職員の子育てへの参加意識の向上」は消極的な印象を受ける。もっと主体的に家事・子育てへ参加するという意味で、「参画とした方が良いのではないか。

委員 施策(10)の文書にも男性職員の主体的な家事・子育てへの参加を促進しますとなっているので、併せて「参画」とした方が良い。

会長 事業項目に家事も入れたいので、「男性職員の家事・子育てへの参画」としてはいかがでしょうか。

イ 第5次府中市男女共同参画計画の策定について

目標Ⅲ「人権が尊重される社会の形成」

目標Ⅳ「男女共同参画社会づくり」

資料2に基づき事務局より説明を行い、次のとおり各委員より質問・意見が

あり、協議した。

会 長 目標Ⅲ課題1の導入部分のドメスティック・バイオレンスの種類の表の中(最終行)「見たくないポルノ雑誌を見せる」には、現在はインターネット等もあるので、「等」を追加した方が良い。

(「等」を追加することで了承)

委 員 施策(15)暴力等の根絶に向けた取組の推進に、加害者に向けた項目はないのか。

事務局 加害者に向けたものは入れておりません。

東京都の計画では、調査研究の推進という目標の中に加害者対策の検討というものがあり、取組内容は、男性相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析となっております。東京都及び近隣自治体もまだ具体的な取組みを記載していないところが多いことも参考にしております。

委 員 自分が加害者であるという意識がないこともあるので、意識啓発のひとつとして、施策(15)の前文に加害者についての文言を加えた方が良いのではないか。

(施策(15)の前文に加害者についての文言の追加を検討することで了承)

委 員 課題2 人権の尊重の導入文について、6行目の「庁内における男女平等の視点に立った表現を促進する」というのは、どういった意味か。

事務局 こちらの文言は、施策(19)男女平等の視点に立った表現への配慮にあたる部分であり、広報誌や市の出版物を作成する際の標記や、表現ガイドラインにより、男女平等の視点に立った言葉づかい及び表現等の啓発を図るという内容でございます。

委 員 「庁内における」ではなく、「庁内においては」という表現の方が、わかりやすいのではないか。

(課題2の導入文を「庁内においては」にすることで了承)

委 員 課題4の相談体制の充実の前文について、「いつでも気軽に相談できるような体制の充実」とあるが、具体的にはどういったことを行うのか。

事務局 例えば、女性問題相談であれば、現在、相談窓口を記載したカードを公共施設のトイレや一部協力をいただいているお店のトイレ等に設置し、相談窓口の周知に努めているところですが、さらに、民間企業や駅のトイレ等に設置場所を拡大し、相談することに対する戸惑いを取り除くという意味を含んでおります。

委員 例えば、メールの相談利用や24時間対応であるというのは理想であると思うが、現状として、通常の相談が365日24時間対応ができるというのであれば、「いつでも」という表現は、変えた方が良いのではないか。（「いつでも気軽に相談できるような体制」という表現について検討することで、了承）

7 次回の日程確認

全体での開催は、7月25日（金）午後6時30分から

場所は本庁舎会議室

また、7月10日（木）は、計画策定についての検討部会を開催します。

8 閉会